

## 八街市選挙管理委員会委員長交際費支出基準

### （趣旨）

第1条 この基準は、八街市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の円滑な運営と執行を図るため、八街市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）が選挙管理委員会を代表し個人または、団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の一般的な支出基準を定めるものとする。

### （支出基準）

第2条 交際費を支出する際の基準は、別表のとおりとする。なお、該当する場合であっても支出の必要性を考慮し、その都度協議するものとする。

### （見直し）

第3条 交際費の項目、適用の範囲及び支出額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

### （雑則）

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定めるものとする。

### 附 則

この基準は、令和2年10月20日から施行する。

別表第1（第2条）

項 目	適用の範囲		支 出 額
1. 弔慰金	別表第2のとおり		別表第2のとおり
2. 会費・祝金	選挙管理委員会に関わりのある団体等の行事等に出席する際に必要な会費、祝金		1. 原則5,000円から10,000円までとする。ただし、会費制の場合は会費額とし、近隣市等と調整が必要な場合は、調整した後の額とする。 2. 欠席の場合は、必要に応じて祝電対応とする。
3. 見舞金	選挙管理委員会と関係する官公署等の長、行政委員会の委員、各種審議会の委員、各種団体の長等、選挙管理委員会に深く関わりのある者が、原則として7日以上入院または1ヶ月以上の自宅療養を要する場合の見舞金で特に必要と認められるもの。ただし、一般の公務員には支給しない。		1. 原則5,000円から10,000円までとする。
4. その他	ア. 接遇費	行政の運営上必要な懇談等に要する経費	社会通念上適当と認められる金額
	イ. 交際物品費	記念品、手土産代など	社会通念上適当と認められる金額
	ウ. 激励金	大会等に出席する個人または団体への激励金で特に必要と認められたもの	社会通念上適当と認められる金額
	エ. その他	上記に属さないもので、委員長が特に必要と認めたもの	社会通念上適当と認められる金額

別表第2（第2条）

弔慰金の支出額（香典の額）

区 分		本 人	備 考
1	選挙管理委員会委員	10,000円	
2	明るい選挙推進協議会委員	5,000円	
3	市長・副市長・教育長	5,000円	
4	近隣選挙管理委員会委員長	5,000円	原則として、印旛管内の選挙管理委員会委員長とし、その他については、その都度協議とする。